

事務連絡

平成23年3月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局指導課

大規模災害時における救急救命士の特定行為に関するプロトコール  
及び指示体制等について

別添のとおり、総務省消防庁救急企画室から、大規模災害時における救急救命士の特定行為に関するプロトコール及び指示体制等に関する事務連絡が送付されました。

つきましては、貴都道府県内の関係者に速やかに周知方願います。

問い合わせ先  
厚生労働省医政局指導課  
救急医療専門官 中野  
電話：03-3595-2194

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 28 日

厚生労働省医政局指導課 御中

消防庁救急企画室

大規模災害時における救急救命士の特定行為に関するプロトコール  
及び指示体制等について

今回の東北地方太平洋沖地震に係る救急活動においては、地元消防本部を始め緊急消防援助隊が集結し救急活動を行っているところですが、現場での具体的指示を必要とし、通信事情の問題がない場合においても、各消防機関の使用しているプロトコールに違いがあるため、別添のとおり、各都道府県消防防災主管部（局）に対し、事務連絡を発出しました。

つきましては、各都道府県衛生主管部（局）並びに関係機関へ、周知方を願います。

消防庁救急企画室  
長谷川・谷本・梅澤  
電話 03-5253-7529  
FAX 03-5253-7539

事 務 連 絡

平成23年3月28日

各都道府県消防防災主管部（局）長 様

消防庁救急企画室長

大規模災害時における救急救命士の特定行為に関するプロトコール  
及び指示体制等について

今回の東北地方太平洋沖地震に係る救急活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うにあたっては、「救急救命士の特定行為の取扱いについて」（各都道府県消防防災主管部（局）長あて平成23年3月17日付け消防庁救急企画室長事務連絡）により周知したところです。

本災害においては、地元消防本部を始め緊急消防援助隊が集結し救急活動を行っているところですが、現場での具体的指示を必要とし、通信事情の問題がない場合においても、各消防機関の使用しているプロトコールに違いがあるため、下記のとおりメディカルコントロール体制を構築するようお願い申し上げますとともに、各消防本部、及び関係機関並びに緊急消防援助隊として活動している域外の救急隊へも周知していただきますようお願い申し上げます。

記

1 特定行為の実施に係るプロトコール

特定行為の実施に係るプロトコールは、救急部隊の所属する消防本部が定めているプロトコールに従うこと。

2 救急部隊の指示体制

- (1) 災害対策本部が指定する医師から指示を受けること。
- (2) 災害対策本部が設置されているが、指定する医師がない場合は、活動地域のメディカルコントロール体制下において医師から指示を受けること。
- (3) 上記(1)及び(2)による指示を受けられない、又はその指示の調整に時間を要する場合は、各救急部隊が所属する消防本部が指定する医師から指示を受けること。
- (4) 上記(1)から(3)のほか、通信事情の問題から医師の具体的指示が得られず、

心肺機能停止状態等の被災者等に対する特定行為の取扱いについては、「救急救命士の特定行為の取扱いについて」（各都道府県消防防災主管部（局）長あて平成 23 年 3 月 17 日付け消防庁救急企画室長事務連絡）により示されたとおりです。

2 搬送先医療機関

搬送先医療機関等については、原則、災害対策本部、又は地元消防本部が選定すること。

3 活動記録の取扱いについて

救急活動記録及び救命処置録等については、各救急部隊が紙ベースで記録を残しこれを指示があるまで所属する消防本部で管理すること。

4 その他

参考として、各都道府県消防防災主管部（局）長あて平成 23 年 3 月 17 日付け消防庁救急企画室長事務連絡を添付します。

以上

消防庁救急企画室  
長谷川・谷本・梅澤  
03-5253-7529

事務連絡

平成23年3月17日

消防庁救急企画室 御中

厚生労働省医政局指導課

救急救命士の特定行為の取扱いについて

今回の東北地方太平洋沖地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことに対する当課の考えを、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）に対し、事務連絡を发出了しました。

つきましては、各都道府県消防防災主管部（局）をとおして、全国の消防本部に周知方を願います。

照会先

厚生労働省医政局指導課

救急医療専門官 中野公介

電話：03-5253-1111（代表）  
（内線2559）

電話：03-3595-2194（直通）

E-mail [nakano-kousuke@mhlw.go.jp](mailto:nakano-kousuke@mhlw.go.jp)



事 務 連 絡  
平成23年3月17日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局指導課

### 救急救命士の特定行為の取扱いについて

今回の東北地方太平洋沖地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的な指示を必要とする救急救命処置を行うことに対する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

### 記

救急救命士法上、救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならないこととされている（救急救命士法第44条第1項）。

しかしながら、救急救命士法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では、通信事情等の問題から医師の具体的な指示が得られない場合についても、心肺機能停止状態の被災者等に対し、医師の具体的な指示を必要とする救急救命処置を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものとする。

#### 照会先

厚生労働省医政局指導課

救急医療専門官 中野公介

電話：03-5253-1111（代表）  
（内線2559）

電話：03-3595-2194（直通）

E-mail [nakano-kousuke@mhlw.go.jp](mailto:nakano-kousuke@mhlw.go.jp)